

第 12 章 公用負担

公用負担

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これら各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手続等については次のとおりである。

1 事前の手続

市町村長が行う応急公用負担は、現地における緊急性に富むものとの考えから、事前の手続を要件としないが、知事、指定行政機関の長等の公用負担権はそれほど緊急性を要求していないものであり、かつ慎重な手続を経るべきものであるから公用令書の交付が必要である。

2 知事・関係機関等

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠条項
指定行政機関の長	救助を行うため特に必要があると認めるとき	救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第5条 第1項 第3項
指定地方行政機関の長	災害が発生した場合において、災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。		災害対策基本法 第78条 第82条
知 事	救助を行うため特に必要があると認めるとき 内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるとき	病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第9条 第1項 第2項
	当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害対策基本法 第71条第1項 第82条

3 市町村長等

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠条項
市 町 村 長 (警 察 署 長) (管区海上保安 部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法 第 59 条
市 町 村 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海 上 保 安 官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法 第 64 条第 1 項 第 82 条
市 町 村 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海 上 保 安 官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（「工作物等」）の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法 第 64 条第 2 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 1 項
消 防 長 消 防 署 長 (消 防 団 長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 2 項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法 第 29 条第 3 項
水 防 管 理 者 水 防 団 長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。	水防法 第 28 条

4 公用令書の記載事項及び様式

(1) 公用令書の記載事項（災害対策基本法第 81 条第 2 項）

- ① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 当該処分の根拠となつた法律の規定
- ③ 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

(2) 公用令書の様式（災害対策基本法施行規則第 7 条、別記様式第 5～第 7）

① 別記様式第 5

従事第	号			
		公 用 令 書		
			住 所	
			氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事協力 を命ずる。				
処分権者 氏 名 印				
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

② 別記様式第 6

保管第	号			
		公 用 令 書		
			住 所	
			氏 名	
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏 名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

③ 別記様式第 7

管理第	号						
公 用 令 書							
						住 所 氏 名	
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり				を	管理 使用 収用
		年 月 日				する。	
						処分権者 氏 名	印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

5 公用変更又は解消

知事又は指定行政機関の長等（以下「処分権者」という。）が、公用令書を交付した後、変更を必要とする場合又は処分の必要のなくなった場合は、遅滞なく公用変更令書又は公用取消令書を交付する。（災害対策基本法施行規則第 7 条、別記様式第 8・第 9）

① 別記様式第 8

変更第	号						
公 用 変 更 令 書							
						住 所 氏 名	
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る					
		処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。					
		年 月 日					
						処分権者 氏 名	印

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

② 別記様式第 9

取消第	号						
公 用 取 消 令 書							
						住 所 氏 名	
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る					
		処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。					
		年 月 日					
						処分権者 氏 名	印

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

6 公用令書の取扱い

- (1) 公用令書を受領した者は、ただちに受領書を提出し公用令書の記載事項に従い処分権者に物資の引渡し又は保管、管理、使用の指示に従わなければならない。
- (2) 物資の引渡しにあたって、引渡しを受けた官吏又は吏員は受領調書を作り所有者又は占有者に交付する。

7 損失補償の手続

公用令書を受領した場合、損失の補償を請求しようとする者は、次により損失補償請求書を処分権者に提出する。

なお、この請求書には損失補償額算出明細書を添付するものとし、受領調書の交付を受けた場合は、その写を添付すること。

- (1) 保管、管理、使用の場合は、期間満了後を原則とするが 1 か月を経過する毎に、その経過した部分について提出しても差支えないこと。
- (2) 収用の場合は、収用後 3 か月以内

